

京丹後市立大宮こども園

保護者会規約

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は大宮こども園保護者会（以下、「本会」という）と称し、事務局を大宮こども園内におく。

(構成)

第2条 本会の会員は、大宮こども園に在籍する園児の保護者及び大宮こども園所属の職員にて構成する。

(目的)

第3条 本会はこども園、家庭、地域社会との連携を密にし、園児の教育・福祉の増進を図り、あわせて会員の教養と親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) こども園の教育・保育に関すること
- (2) 会員の教養及び親睦に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要なこと

(機関)

第5条 本会には次の機関を置く。

- (1) 役員会
- (2) 総会

第2章 役員会

(構成、招集及び目的)

第6条 役員会は、役員及び大宮こども園園長、副園長で構成し、必要に応じて会長が招集のうえ、本会が実施する事業、総会に付すべき事項及びその他運営等について協議・検討を行う。

第3章 役員及び委員

(役職)

第7条 本会には次の役員及び委員をおく。

(1) 役員

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 2名
- ③ 庶 務 2名
- ④ 会 計 1名

(2) 委員

- ① 学 年 委 員 各学年3名
- ② 会 計 監 査 委 員 2名

(選出)

第8条 役員及び委員の選出については、大宮こども園保護者会内規に基づき選出する。

(任期)

第9条 役員及び委員の任期は、4月1日から翌年3月31日の1年とする。

(職務)

第10条 役員及び委員の職務は次の通りとする。

(1) 役員

- ①会長は、本会を代表するとともに総会・役員会を招集し、事業を総括する。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある時は、これを代行する。
- ③庶務は、本会の記録、運営上必要な事務全般を行う。
- ④会計は、本会の収入支出に関する会計事務を行う。

(2) 委員

- ①学年委員は、役員の要請に基づき、本会の運営に協力する。
- ②会計監査委員は、会計監査を行う。

(補充)

第11条 役員及び委員に欠員が生じた場合には、大宮こども園保護者会内規に基づき補充することができる。但し、補充役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(改選)

第12条 役員及び委員の改選は、大宮こども園保護者会内規に基づき改選する。

第4章 総会

(開催)

第13条 総会は、毎事業年度当初1回と年度末1回の通常総会2回を開催する。また、次に該当する事由が生じた場合には、臨時総会を開催することができる。

- (1) 役員会にて、必要と認めた時
- (2) 会員の過半数から開催要求が行われた時

(招集)

第14条 総会を招集する場合には、事前に総会の開催日時、場所及び目的を記載した書面にて、会員に通知しなければならない。

(進行)

第15条 総会の議長は副会長が務める。

(審議)

第16条 総会では、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 規約の制定及び改廃
- (4) 役員承認
- (5) その他必要な事項

(議決)

第17条 出席者数(委任状を含む)の過半数の意思表示をもって、承認可決とする。

第5章 会計

(収入)

第18条 本会の収入は、会費、事業収入等をもってこれにあてる。

(会費)

第19条 本会の会費は、園児1人あたり1,200円とする。但し、必要に応じ役員会で協議したうえで、臨時徴収することができる。なお、臨時徴収する場合には、徴収目的を書面にて明確に明示しないといけない。

(納入)

第20条 毎事業年度当初の通常総会の開催後、園を通じ全額納入する。

(途中精算)

第21条 年度途中に入園した園児に係る会費は、入園した月を含めた月割り

で精算し徴収する。また、年度途中で退園した園児は、退園した月の翌月から月割りで精算し返金する。

(会計期間)

第22条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(会計事務)

第23条 会計事務については、大宮こども園保護者会内規に基づき、実施する。

第6章 慶弔規程

(慶弔)

第24条 大宮こども園保護者会内規に準じて、大宮こども園保護者会として行うこととする。

第7章 その他

(内規)

第25条 本会の目的達成のため、役員会は必要に応じて内規を協議・検討し、追加及び改廃を決定することができる。

(改廃手続)

第26条 この規約の改廃は、役員会で検討し、通常総会及び臨時総会にて議決する。

附則

この規約は、平成25年 4月 1日より施行する。

平成29年12月16日改正

令和4年2月24日一部改正 同年、4月1日より施行する。